

令和6年度第3回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和6年5月22日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

第3回定例会議事日程

- 1 日 時 令和6年5月22日(水)午後9時30分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第8号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解嘱及び委嘱に関する事務処理の報告について
 - 第2 第9号議案 議決事項の取り消し(令和6年4月3日議決第3号議案)に関する事務処理の報告について
 - 第3 第10号議案 令和7年春秋叙勲候補者の推薦に関する事務処理の報告について
 - 第4 第11号議案 令和6年度6月補正予算の調製依頼について
 - 第5 第12号議案 八王子市生涯学習審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 第6 第13号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 第7 第14号議案 令和5年度(2023年度)八王子市教育委員会表彰(追加表彰)について
 - 第8 第15号議案 八王子市生涯学習センター条例施行規則に基づく教育委員会が定める要件について
- 4 報告事項
 - ・令和6年度優良PTA文部科学大臣表彰に係る被表彰候補団体の推薦について (地域教育推進課)
 - ・学校給食費の保護者負担無償化について (学校給食課)
 - ・令和6年度(2024年度)学級編制の状況について (学務課)
 - ・令和6年度(2024年度)指定校変更及び学校選択の結果について (学務課)
 - ・令和6年度(2024年度)八王子市奨学生の決定について (学務課)
 - ・「八王子市立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いに関するガイド

- ライン」の策定について (教育指導課)
- ・「八王子市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」の策定について (教育指導課)
 - ・八王子市の生涯学習振興の基本方策に係る答申について (生涯学習政策課)
 - ・第4回「本のPOPコンテスト」の実施について (図書館課)
-

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	柴 田 彩千子
委 員	伊 東 哲
委 員	保 坂 曉 子
委 員	守 屋 香 里

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	松 土 和 広
学校教育部指導担当部長	上 野 和 広
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	長 井 優 治
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	武 井 博 英
学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一
学 務 課 長	中 野 みどり
教 育 指 導 課 長	古 川 洋一郎
特別支援・情報教育担当課長	遠 藤 徹 也
教 職 員 課 長	櫻 田 俊 二
統 括 指 導 主 事	狩 野 貴 紀
統 括 指 導 主 事	志 村 亮 介
統 括 指 導 主 事	福 島 裕 子
生涯学習スポーツ部長	平 本 博 美

生涯学習スポーツ部スポーツ担当部長	佐藤晴久
日本遺産推進担当課長	塩澤宏幸
生涯学習政策課長	田島裕子
放課後児童支援課長	倉田直子
スポーツ振興課長	吉森研吾
スポーツ施設管理課長	佐取久満
学習支援課長	松井洋一
文化財課長	叶清
こども科学館長	飯塚由則
図書館課長兼八王子市図書館長	堀内栄史
図書館企画調整担当課長	大澤吉隆
図書館分館担当課長	鈴木秀吾
教育指導課指導主事	山崎晃司
教育指導課指導主事	上田隆司
地域教育推進課主査	渡辺巧
教育指導課主査	金子江理子
教育指導課主査	安藤純
教育総務課主査	堀口慎矢
教育総務課主任	寺田美緒
教育総務課主事	国広実莉
教育総務課主事	手塚早紀
教育総務課会計年度任用職員	羽山あゆ美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和6年度第3回定例会を開会いたします。

初めに、本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、守屋香里委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本市では地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。また、本定例会において、職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日の議事でございますが、会議時間の短縮のため、報告事項「令和6年度（2024年度）学級編制の状況について」、「令和6年度（2024年度）指定校変更及び学校選択の結果について」、「令和6年度（2024年度）八王子市奨学生の決定について」及び「第4回「本のPOPコンテスト」の実施について」は、資料配付のみの報告といたしたいと思っております。

また、第9号議案、第10号議案及び第14号議案は、審議内容が個人情報に及ぶため、第11号議案、報告事項「学校給食費の保護者負担無償化について」及び「八王子市立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いに関するガイドライン」の策定については、いまだ意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

安間教育長 日程第1 第8号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解嘱及び委嘱に関する事務処理の報告について、を議題に供します。

本案について、教育指導課から報告願います。

古川教育指導課長 それでは、第8号議案八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解嘱及び委嘱に関する事務処理の報告について、担当の金子主査より御説明

申し上げます。

金子教育指導課主査　それでは、第8号議案八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解嘱及び委嘱に関する事務処理の報告について御説明いたします。

八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員のうち、人事異動により提出した2名の委員を解嘱し、その後任として、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則第2条及び第3条の規定に基づき、新たに2名を委員に委嘱いたしましたことを御報告いたします。

今回、解嘱する委員は、太田敏弘委員、守屋和広委員でございます。太田敏弘委員は、八王子市子ども家庭支援センターより選出、守屋和広委員は、中学校長会より選出されておりましたが、令和6年4月1日付、及び令和6年3月31日付の人事異動により転出されました。

新たに八王子市子ども家庭支援センター主査、坂口祐哉氏、中学校長会より、第七中学校長、白石貴志氏が選出されましたので、委員を委嘱するものでございます。

委嘱期間は令和7年4月30日までとなります。

なお、解嘱及び委嘱につきましては、団体等からの推薦に時間を要し、教育定例会に議案として提出するいとまがなかったため、教育長専決で事務処理を行っております。

八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会は、今回の委嘱により、引き続き14名の委員で構成し、様々な分野の方に御意見をいただき協議を行う中で、より実効的ないじめの対策を行ってまいります。

御説明は以上でございます。

安間教育長　只今、教育指導課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見等はございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、本案についての御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、お諮りをいたします。

只今議題となっております第8号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第8号議案については、そのように承認することにいたしました。

安間教育長　日程第5　第12号議案　八王子市生涯学習審議会委員の解嘱及び委嘱について、を議題に供します。

本案について、生涯学習政策課から説明願います。

田島生涯学習政策課長　それでは、御説明いたします。八王子市生涯学習審議会委員として教育委員会で委嘱している、八王子市レクリエーション協会常務理事の上田幸生委員につきまして、本人から辞職の申出がございました。この申出を受け、八王子市生涯学習審議会条例第3条及び同条例施行規則第2条の規定に基づき、本議決後、5月31日付で上田委員の解嘱を行い、あわせて当協会の理事である薄井信一氏を後任の委員として6月1日付で委嘱を行う旨、本議案にて決定させていただくものです。

薄井氏の委嘱期間につきましては、6月1日から現生涯学習審議会委員の在任の任期であります、令和7年6月30日までとなります。この任期につきましては、八王子市生涯学習審議会条例第3条の2、委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする、の規定によるものでございます。

説明は以上でございます。

安間教育長　只今、生涯学習政策課からの説明は終わりました。

本案について、まず御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、本案についての御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 ないようでありますので、お諮りをいたします。

只今議題となっております第12号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第12号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第6 第13号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について、を議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

吉森スポーツ振興課長 第13号議案八王子市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について御説明いたします。

八王子市スポーツ推進審議会委員として教育委員会で委嘱している、八王子市打越中学校校長、三浦壮次委員につきまして、先月開催された教育委員会定例会の翌日、4月18日に開催された中学校長会で決定された役職変更に伴い、5月1日付で委員辞職の申出があったため、本日付で解嘱するものでございます。

また、三浦委員の後任者として委嘱する委員は、市立石川中学校校長、沼本邦広氏でございます。沼本氏の委嘱期間につきましては、5月23日から現スポーツ推進審議会委員の任期であります、令和7年6月30日までとなります。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今議題となっております第13号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第13号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第8 第15号議案 八王子市生涯学習センター条例施行規則に基づく教育委員会が定める要件について、を議題に供します。

本案について、学習支援課から説明願います。

松井学習支援課長 それでは、第15号議案八王子市生涯学習センター条例施行規則に基づく教育委員会が定める要件について御説明します。

生涯学習センターの使用料を減額または免除することができる団体については、生涯学習センター条例施行規則第5条第1項に規定しているところですが、教育委員会が別に定める要件については、市の福祉事務所の制度である優良公共施設における使用料の減免制度に登録した団体と同じ団体になるよう定めており、これまでも運用しているところでございます。

今般、福祉事務所における減免対象となる団体の要件について、一部文言修正があったことから、改めて教育委員会にお諮りするものです。なお、今回の議案によって、これまで生涯学習センターを利用し、既に減免対象となっている障害者団体について、取扱い等の変更が生じる部分はございません。

説明は以上です。

安間教育長 只今、学習支援課からの説明は終わりました。

まず、本案について御質疑ございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。今の説明の中で一部文言修正とお話がありました。具体的などのような文言を修正されたのか教えていただけますか。

松井学習支援課長 「障害者の更生事業を行う施設又は団体」から、「障害者の更生援護事業を行う施設又は団体」という文言修正、また、「障害者のための家事援護事業を行う団体」から「障害者のための家事援助事業を行う団体」という文言修正がなされております。

以上でございます。

伊東委員 文言は分かったのですが、具体的に何が違うのか、何か事例を挙げて教えていただくとありがたいです。

松井学習支援課長 詳細については、後ほど御説明させていただきます。

安間教育長 何のためにというのはあるのでしょうか。これを変えることによって、このような団体も対象になりますよと、その例を挙げてくれれば結構です。

松井学習支援課長 この運用については、開館当初から既に意思決定をして、障害者、要するに優良公共施設を使用している団体については、福祉事務所の定める、先ほど申しました優良公共施設における使用料の減免制度に登録した団体については、市の市民センターである市民集会所、それから生涯学習センターもそうですけれども、使用料が減免になる制度でございます。

今回、詳細な文言修正に伴いまして、対象団体が変わる部分というものは特にないものでございます。

安間教育長 この減免措置の意義というのは、今の説明で分かりましたが、先ほどの「更生事業を行う」から「更生援護事業を行う」に変わると何が変わるのですか。

松井学習支援課長 資料を持ち合わせておりません。すみません。

安間教育長 委員の質問はそのような質問です。何が変わるのかと、そのようなことを前提とする提案ですから、それは答えられるようにしておいてください。

ほかにございましょうか。

柴田委員 八王子市生涯学習センター条例の一部の文言を変えるという趣旨だと思うのですが、障害者の方の社会の中での居場所づくりということは、特別支援学校などを卒業後は、なかなかその、例えば作業場のようなところと家庭との往復生活ということで、社会の中での様々な支援が得られない状況に障害者の方たちはありますし、こういった障害者青年学級のような生涯学習事業を進める上で、生涯学習センターをしっかりと活用していくということは大変重要なことだと思います。

恐らく、更生援護事業や家事援助事業の、援護や援助という言葉が入るということは、そういった方たちを支えるボランティア団体というのですか、そのような方たちの使用についても、生涯学習センターでおおらかに受け止めるというような、そういった趣旨なのではないかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

松井学習支援課長 柴田委員がおっしゃっているような趣旨であると認識しております。

安間教育長 ほかにございましょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、本案についての御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 特に御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今議題となっております第15号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第15号議案については、そのように決定することにいたしました。

ただし、文言が変わることによって、何がというのはしっかり説明できるようにしておいてください。

安間教育長 続いて、報告事項となります。

地域教育推進課から報告願います。

高橋地域教育推進課長 それでは、令和6年度優良PTA文部科学大臣表彰に係る被表彰候補団体の推薦について御報告申し上げます。

内容につきまして、渡辺主査から御報告いたします。

渡辺地域教育推進課主査 本件は優秀な実績を上げている単位PTAを表彰するため、文部科学省で行っている表彰制度となります。詳細は別紙1、文部科学大臣決定による優良PTA文部科学大臣表彰要項を御確認ください。本市教育委員会として、この表彰制度への公募団体の推薦が決定したため、報告するものでございます。報告事項資料を御覧ください。

初めに、(1)推薦団体は、八王子市立城山小学校PTAです。

次に、(2)本団体の主な取組について、ア、イ、ウの3点ございます。ア交流の充実、イ運営の効率化、ウ地域との協力など、令和5年度の実績によるものです。

最後に、(3)推薦に至る経緯についてです。令和6年度表彰候補団体の推薦選出に当たり、別紙2、優良PTA文部科学大臣表彰推薦団体選考委員会等設置要綱に基づき、八王子市立小学校PTA連合会より本団体の推薦がございました。そして、教育委員会設置の優良PTA文部科学大臣表彰推薦団体選考委員会の審査を経て、本団体を表彰制度への推薦団体として決定し、東京都教育庁へ推薦いたしました。

報告は以上となります。

安間教育長　　只今報告は終わりました。これまでの経緯、今までどのような団体が受けたというような、これまでの経緯も補足で説明してもらえますか。

高橋地域教育推進課長　　本制度につきましては、令和4年度から推薦を開始いたしました。これまで各学校のPTAは、保護者と先生方の任意団体という取扱いとなっておりましたが、ここで市内市立中学校並びに小学校のPTA連合会との連携を深める対策の一環として、この表彰制度への移行が決定をしたところでございます。

初年度に当たる令和4年度につきましては、市立由井中学校PTA、昨年度の令和5年度につきましては、市立松が谷中学校PTAをそれぞれ推薦し、当表彰制度の受賞が決定しているところでございます。今回が3回目の推薦となります。

以上です。

安間教育長　　それでは、本件について、御質疑、御意見、御要望等ございましたらお願いいたします。

伊東委員　　御説明ありがとうございます。昨年もおそらくこの件で、私、質問したかもしれませんが、重複していましたら御了承いただければと思うのですが、城山小学校のPTAが推薦されたことは大変喜ばしいことだとは思いますが、本年度、城山小学校が推薦されているわけですが、ほかに候補がなかったのかどうか。その中でもしあったとしたら、なぜという言い方は失礼なのですが、この城山小学校のPTAが推薦された基準とか何かそういうようなものが分かるとほかの団体のPTAにも参考になるのではないかと思います。御質問させていただきます。

安間教育長　　候補団体を挙げるのは、落ちた後だからいいとして、基準の話ですので。

高橋地域教育推進課長　こちらにつきましては、東京都の推薦枠として1枠のみとなっております。市立小学校・中学校で連合会がございますので、それぞれで1校ずつの選定を行いまして、実は今年度、小学校1校、中学校1校が推薦対象となったところですが、東京都の推薦は1校になりますので、各連合会の申合せによりまして、今回は小学校から推薦をするということで結論に至ったところでございます。

安間教育長　ほかにございましょうか。

守屋委員　御説明ありがとうございます。ここは今後もう少し検討をしていただきたいと思うところでして、1年目、2年目は、中学校のみしか手が挙がらなかったのも、比較的すんなりと推薦したのですが、今年度は小・中それぞれで挙がったので、やはりどちらかを選ぶのがとても難しいのですね。ではということで、推薦する用紙があるのですが、これを完璧に書くと良いかということ、そうでもなかつたりします。

昨年度、中学校1校で推薦したのですが、実は中学校の中で2校手が挙がりました。手が挙がった2校で、この基準に基づいてどちらを推薦しようかと多数決を採ったのですが、やはりここも票が割れたり、すごく難しいところなのですね。なので、そのような意味では、小と中で分かれて1校ずつ出てしまうと、その基準となる対象も少しずれてきてしまうので、ここをもう本当に初めから、今年は小とする、中とするなど、前もってある程度決めておかないと来年度もまた難しいと。

せっかく良い賞で、昨年度も文部科学大臣賞まで行けて、これが2年連続で上まで行けたので、すごくみんな、今、PTAの中としては、ぜひと言って手が挙がるようになってきたのはとても良いことなのですが、少し整備をして、来年度以降もまた続けていただけるような基準を、もう少し選定の段階で決めていけると、続けていけるかと思えます。意見です。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

安間教育長　いかがですか。

高橋地域教育推進課長　今、守屋委員のおっしゃるように、非常に選考というのは難しいと私どもも認識をしております。これまでも、推薦がなかったということもあるわけですが、ただ、プレゼンテーションを行うであるとか、様々な選考方法も、今後、工夫をしていく必要もあり、出しても通らなかったというところがないように、やりがいを持って行なってもらえるような表彰制度として、教育委員会のほうでも対策を取っていきたいと思っておりますので、今後とも小学校・中学校、

各連合会の協力もいただきながら議論を交わしていきたいと考えております。

安間教育長 一番良いのは、小・中1校ずつ推薦できると良いのですけれど。

守屋委員 そのほうが、本当はうれしいですね。

安間教育長 都の基準もあるでしょうから、ぜひ小P・中P連と今の相談をしてみてください。

ほかにございましょうか。

伊東委員 基本的な確認なのですが、この文部科学大臣表彰とは都道府県でそれぞれ数が決まっているのかなど、大枠は大体どのぐらいの団体が文部科学大臣表彰されるのか、その規模の問題というのはどのようになっているのか教えてください。

高橋地域教育推進課長 昨年度の実績ですと118校、全国で決定をしております。これについては各都道府県から推薦を受け、まずは東京都を經由して国のほうに上申をするという制度になっておりますので、今回、東京都に提出をしましたが、都での選考で残念な結果になるということも考えられます。

安間教育長 ほかにございましょうか。

柴田委員 この表彰基準についてお伺いしたいのですが、城山小学校さんも保護者の方が大変熱心に学校や地域のため、子どもたちのために活動をされていますけれども、PTAは本来、Tですね、教員も構成員としてしっかり位置づいているのですが、表彰基準の中には、保護者だけではなく教師の活動ということも含まれるのでしょうか。そこはあまり重視しなくても良いという理解でもよろしいでしょうか。

高橋地域教育推進課長 やはりPTA単独ということではなく、学校運営協議会であったり学校コーディネーター、いわゆる地域学校協働活動の一環として、記載もございしますが、青少年対策地区委員会等も協力をしておりますし、子どもたちや保護者だけでなく、先生方も御参加をいただけるイベント等も企画をしているところでございます。学校運営協議会並びに地域学校協働活動の一体的推進の中にPTA活動も含まれているという御認識をいただければと思います。

安間教育長 ほかにございましょうか。

今のことに関して、私から1点質問なのですが、城山小学校の地域というと、自前でフリースクールを作って、そこで子どもたちの面倒を見ていますよね。あのようなことは、ここの主な取組の中には入らないのですか。もしくは何かそれには理

由があるのですか。

高橋地域教育推進課長　今回は、PTAの特出した取組について書き出しをしていたところでありまして、おっしゃるかわせみ塾という、いわゆるフリースクールに近い制度があるのですが、こちらのほうは学校運営協議会が中心になって企画をしているところで、PTAの方も協力をいただいておりますが、まずはPTAが主眼になった取組を挙げさせていただいたところでございます。

安間教育長　先ほど、都で審査があるということですから、ぜひそれも付随して今から記入して、このようなこともやっていますよと。今、課長がおっしゃったとおりで、学校運営協議会がやっているのだろうけれども、PTAの方が関わらないわけではないですね。私はとても良い取組だと思っているので、ぜひこの辺も推薦の、このような特色ある活動していますよと、その根拠にぜひ入れていただきたい、工夫していただきたいと思います。

伊東委員　今、皆さんのやり取りを聞いていて、すごく重要なのだと思ったのですが、コミュニティスクールのこと審査の対象に入るというお話で、さらに地域学校協働本部というようなこともあるということになりますと、こういったPTAだけの問題ではなくて、教育指導課の、教育指導課ではないのでしょうかけれども、コミュニティスクールを担当される学運協のポジションのところ、あるいは学校の校長先生方の学校経営との関係、そういったことに関して、このような文部科学大臣PTA表彰というものが、そういった地域との連携がとても大きな要素になってくるといことについては、学校の管理職の方々は認識をされているのかどうなのか。その辺についてはどうなのでしょう。

高橋地域教育推進課長　おっしゃるとおりで、学校と地域が一体になってというところの意識はもちろん醸成した上でなければ、この推薦には当たらないと思います。

また、文部科学大臣表彰は様々な区分がございまして、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進という部分でも表彰制度を設けておりまして、昨年度、いずみの森義務教育学校が受賞したところでございます。ほかに、PTAの特色ある活動や学校活動の中のPTAの特色ある活動、学運協、協働活動の特色ある活動ということで分けて推薦をさせていただいているというのが現実でございます。

安間教育長　ほかにございましょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長 続いて、教育指導課から報告願います。

遠藤特別支援・情報教育担当課長 本件につきましては、八王子市立学校における医療的ケア児の受入れ、さらには、医療的ケアを実施する上での留意点や基本的な考え方などについて、ガイドラインにて取りまとめをしましたので、その内容について御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、安藤主査より説明いたします。

安藤教育指導課主査 それでは、報告いたします。別紙A4横の資料を御覧ください。

1、背景についてですが、近年、医療技術の進歩に伴い、人工呼吸による呼吸管理など医療行為が必要な児童・生徒が増加するとともに、その実態が多様化しつつあります。このような中、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布・施行され、地方公共団体は自主的かつ主体的に医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することと規定するとともに、学校の設置者は、設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することと定めています。

本市におきましても、学校における医療的ケア児の受入れや基本的な考え方等を整理し、八王子市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインを策定しました。なお、本ガイドラインは、医療的ケア児を取り巻く関係所管課のほか、都立の特別支援学校や医療機関関係者から構成される特別支援教育ネットワーク会議にて意見をいただき、作成に至った状況であることを申し添えます。

次に、2、本市の医療的ケア児の状況及び取組についてですが、学校における学校に在籍する医療的ケア児及び看護師の配置について、ともに令和5年度1名、令和6年度につきましても現在1名となっております。

続きまして、3、ガイドラインの概要です。ガイドラインの目的ですが、安全で適切な医療的ケアの実施、学校における医療的ケア実施の基本的な考えを示しております。学校における医療的ケアの内容につきましては、病院などの医療機関以外

の場所で日常的に継続して行われる喀たん吸引や経管栄養、導尿などとしております。なお、対象者でございますが、教育委員会、該当学校、保護者等による協議を経て、教育委員会が学校の環境や受入れ体制を主治医の医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書等に基づき判断し、医療的ケアが必要と認めたものとしたします。

最後に、学校における安全・安心な医療的ケア実施体制の充実に向けて、各学校が安全に医療的ケアを実施できるよう、実施要領のひな形、手続の際に必要な各種様式、災害時や緊急時のマニュアル及びフローチャートなどを別冊としてまとめました。今後は、本ガイドラインに基づき、各関係者が連携して対応することで、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、一人ひとりのニーズに応じた支援の実現に取り組んでまいります。

報告は以上です。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

本件について、御質疑、御意見、御要望等はありませんか。

柴田委員 御説明をいただきましてありがとうございました。大変重要なガイドラインだと認識しております。このような、例えば、緊急時の対応フローチャートや災害時の対応マニュアルなど、こういったものはどのような方法で一人ひとりの教員に周知されるのでしょうか。

遠藤特別支援・情報教育担当課長 緊急時の対応の周知ということになるかと思いますが、こちらにつきましては、学校内で開かれる会議、そのようなところで情報共有をさせていただき、適切な処置等をさせていただき、そのような形で対応をしていきたいと考えております。

安間教育長 ほかにございますか。

守屋委員 御説明ありがとうございます。今現在、医療的ケア児1名ということで、看護師さんがついて配置されているという形ですが、看護師さんの配置というのは、長期常駐というか学校にいらっしゃるものなのでしょうか。それとも巡回のような形で行なっているのか、教えていただきたいのが1つ。

あと、以前に学校でインスリンを常時準備して、いざという時に備えている生徒さんがいらっしゃったのですけれども、その時は特に看護師さんやそのようなこと、もちろん自分でできる状態というのはあったのですが、小学校、中学校の時、特に

配置という形で、すみません認識してはいなかったのですが、やはりお子さんの状況によってここも変わってくるのか、教えてください。よろしくお願いします。

安藤教育指導課主査　　まず、看護師の常駐につきましては、その児童・生徒が学校にいる時には、毎日学校に行くようになっております。

昨年度、いらっしゃったインスリン注射の子は、自分で対応できるということになりましたので、今年度からは対象から外れたとなっております。

安間教育長　　昨年度いました、というのがこの1人のことで、今年もいるのですよね。

安藤教育指導課主査　　その子は、学校にはいらっしゃいますが、対象にはなっていないです。新たな子が、今年対象になっております。

安間教育長　　対象の子が変わったのですか、同じ1人だけけれど。

安藤教育指導課主査　　はい。

安間教育長　　ほかにございましょうか。

伊東委員　　どうもありがとうございます。医療的ケアのお子さん、特別支援学校などには対象のお子さんが多いというような認識をしているのですが、通常の学級でこういった子どもたちが入ってくる経緯というのですか、今1名いらっしゃるお子さんのことでなくて良いのですけれども、例えば、先ほどの具体的な病名などそういったケースがあるのですけれども、今後、考えられるような該当のお子さんがいざ入る場合は、例えばどのような形の入学というのですか、就学が考えられるのか、教えていただければと思います。

安藤教育指導課主査　　令和7年度に小学校新1年生として医療的ケアの対象となるかもしれない児童につきましては、現在6名ほどの情報が入っております。内容としては、酸素管理や経管栄養というように、子ども家庭部のほうから情報提供をいただいております。実際に八王子市立に入るかまではまだ分からない状況です。

伊東委員　　ありがとうございます。通常のお子さんも含めて、学校は大切な子どもたちの命を預かる場所ですけれども、さらに一人ひとりの先生方が、こうした命の問題というのを考えていかなければいけないと思うのですが、全体的にこのガイドラインを十分読み込めていないのですけれども、教員の研修のようなことについては、この医療的ケアの関連で何か新たに考えていく必要があるのかどうなのか、その辺りについて見解をお聞かせいただければと思います。

遠藤特別支援・情報教育担当課長 教員の研修の件で御質問だと思うのですが、こちらにつきまして、今現在、特に教員への知識等を注入するような研修等は考えておりませんが、必要に応じて状況なども見ながら、本来必要であるというような考えに至れば、そのようなことも今後考えていかなければならないかと思っております。特別支援の情報ネットワーク会議などもありますので、そちらでまた議論をさせていただいて、さらに進化するような形で考えていければと考えております。

伊東委員 ありがとうございます。もう当然、こういった子どもたちへの対応というのは、教員ではなくて、医療従事者といいますか、そういった方々にお力添えをいただくということだと思うのですが、教員としても考えていかなければいけないところもあるかと思っておりますので、その辺り、どこまで研修の中に入れるかどうか、非常に難しいところかとは思いますが、少しずつそういったことに関する認識を深めたり、あるいはそういった医療従事者とのコラボレーションをどのように教員が行っていくのかなど、何らかの対応マニュアルを、教育委員会で作るのであればそういったところまで考えていただけたら良いのではないかと思います。

安間教育長 ほかにございましょうか。

守屋委員 今、先生に対しての研修等は特にないということではあったのですが、私の子どもと同じクラスのお子さんにインスリン投与の必要なお子さんがいらっしゃったのですが、小学校の時から気にはしていたのですが、直接お母様に聞くことは特になく、ただ、子どもたちはみんな知っていて、要はその子が調子悪くなった時の対応の仕方、小学校の時だと2つ棚があって、1つはランドセルがあって、もう1つの棚にはインスリンや何かあった時に必要なものが置いてあるということ、子どもたちはみんな把握をしていました。どのような時になったら保健室に誰が行く、誰が何をするというのが決まっていたということです。

中学校になってから初めて、道徳か何かの授業でお母様が講師のような形で、今までの経緯や、「こういう時、こういうことをしてもらえるとうれしいよ」という話を子どもたちや保護者のほうにもしてもらって、そこで私たちも「あ、なるほど、いろいろなところで、こういうことだったらできるな」という、一緒にクラスとして参加できるという、すごく安心したところです。お母様も終わった後に、やはりみんなのところにもお話ができて、人にもよると思うのですが、

やはりそのようなことを表に出したくない保護者やお子様もいらっしゃいますし、一概には言えないのですが、そのお母様は安心したとおっしゃっていただいていたので、先生の研修、負担するというような意味ではなく、反対に子どもたちが知ることで守れるものもあるかと思しますので、あわせて、ガイドラインと少し外れるかもしれませんが、御検討いただくとありがたいと思います。お願いします。

安間教育長　ほかにございましょうか。

保坂委員　内容がとてもできているかと思うのですけれども、単なる書き方の問題だけかと思うのですが、病気以外に関する事故発生時の緊急時の対応という項目で、ア、イ、ウの具体的なところには、緊急時には校内の緊急体制という、実際に事故発生時の対応に関しては書いてあるのですけれども、その表題というか、大元のところには、事故の事後処置のような内容で書かれているのですね。事故が発生した場合、学校は速やかに状況を把握し、教育委員会へ報告するとともに対応をとるような。なので、そこにあらかじめ、その下に細かい項目に出ているような、別のマニュアルを作るなど、実際に個別のマニュアル使用用途や学校の様式に災害時の対応マニュアルなど色々ありますけれども、そのようなことを実際に対応して、緊急に対応するということがまず先に、当然先に来ているのですけれども、これだけ見ていると、とにかく何か事故が起こったら、それをどうやって後始末すれば良いのかということが表に出ているように感じてしまうので、この辺りの書き方を工夫できたら良いと感じました。

安間教育長　いかがですか。

遠藤特別支援・情報教育担当課長　ありがとうございます。そのような意見があったということで、またネットワーク会議などでもこちらを議論させていただいて、より良いものができるかどうかということも議論をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

安間教育長　はい。御検討ください。

ほかにございましょうか。よろしゅうございましょうか。

私から1点。ほかの項目のガイドラインとこれは1つ違って、この医療的ケア、簡単に言ってしまうと、受け入れるのですよという部分と、この子に対してどのような手だてが必要なのかという、この2層構造になっていると思うのです。

先ほど教員研修の話もありましたが、もし全体でやるのなら教育指導課のほうで、趣旨はこのようなことで、こういった子たちも学校に通えるように何らかの手だてを打って、このようなガイドラインを作ったのだよということを教える研修にする。

それと同時に、先ほどもお話がありましたが、個別の話で、Aちゃんに対してどうするのだというのは、やはりその学校でやる話だろうから、それとしっかり区別をして、一緒くたにして考えないほうが良いのではないかという気がしています。

先ほど、可能性のある子が6人いるというお話でしたから、もうその6人の子も想定しておいて、我々として何ができるのか、さらには医療的ケアとしてどのような準備が必要なのかということを検討するなど、そのようなことから始めていく必要があるのではないかと思いますから、そこはしっかりやってください。

最後に少し感想ですが、対象者が「依頼があった児童・生徒のうち」これは良いのだけれども、「協議を経て、総合的に判断し、認めた子」という文言は、とても上から目線のような気がします。これは感想ですが、そのようなメッセージが、先ほどの教員全体に対する研修をやるのだとすると、伝わらないような、実際に運用する時は文言を工夫してもらえませんか。これだけ要望としてお伝えしておきます。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長 続いて、生涯学習政策課から報告願います。

田島生涯学習政策課長 それでは御説明いたします。八王子市の生涯学習振興の基本方策に係る答申について報告いたします。お手元の資料に沿って御説明いたします。

1、趣旨についてです。令和2年に策定された本市の生涯学習プランの計画期間が令和6年度までとなっていることから、プラン改定に当たり、生涯学習振興の基本方策を教育委員会より八王子市生涯学習審議会に諮問しておりました。これに対して、同審議会より答申がありましたので、本日はその概要を報告するものです。

次に、2、諮問内容を御覧ください。諮問内容は、大きく分けて3つ、全部で11項目の内容がございます。

裏面を御覧ください。3、答申内容について御説明をいたします。

別紙、答申書を御覧ください。答申書は全部で17ページにわたっており、社会情勢、本市の課題、目指す姿に続いて、11項目の答申が個別にあるという構成になっております。

これから、個別基本方策につきまして幾つか説明をさせていただきます。別紙の6ページを御覧ください。

諮問(1)誰一人取り残されない生涯学習の推進に関する事。ア年齢、障害の有無、国籍を問わず、地域とつながり、地域の一員として暮らしていくための生涯学習環境の整備についてでございます。

地域のつながりの希薄化などから、個人が孤立しやすく、障害者・外国人等の多様な人々を受け入れる環境が乏しいということなどが課題とされ、基本方策として、どのような立場の人でも学びたい時に学びを得られるインクルーシブの視点を持った学習環境の構築を、より一層の推進をしていくべきであるという意見をいただいております。

続きまして、諮問(2)生涯学習における学校、家庭及び地域の連携・協働に関することでございます。10ページのイ、地域における居場所づくりと体験活動の在り方についてを御覧ください。

課題として、全ての子どもが、安全で安心して過ごせる場の提供のための担い手不足などが示されています。

これに対する基本方策として、団体間の緊密な連携や子どもの居場所の活性化と多元化、地域の特性に応じた居場所の充実などをいただいております。

続きまして、諮問(3)読書のまち八王子の推進に関することでございます。14ページを御覧ください。ア、乳幼児から高齢者まで、全ての世代への切れ目ない読書活動の推進についてでございます。

課題として、子どもたちの読書環境の充実やワーク・ライフ・バランスの変化等があったとしても、読書を媒介として、生きがいや楽しみを見つける機会を設ける必要があると示されています。

これに対する基本方策としては、魅力的なイベント等による読書へのきっかけづくりや、生涯にわたり読書活動による豊かな経験と学びを提供することを期待するといただきました。

生涯学習プランに関する答申の説明は以上でございます。

安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見、御要望等はありませんか。

柴田委員 御説明をいただきましてありがとうございました。諮問内容、大きく分けて3ついただきましたけれども、特に(2)の生涯学習における学校、家庭及び地域の連携・協働に関することについて伺いたいと思います。

地域学校協働活動やそれから現行のこども未来戦略加速化プランの一体化をして進めていくような子どもの居場所づくりや、あと、子どもの体験活動の場所やそのような機会をたくさん地域の中で作って行って、その中で地域の方たちと一緒に生涯学習活動をしていくというような学校部活動の改革というところについてなのですが、御提案をいただいた基本方策の中に、例えば、プレーパークなどの場を作ることや、それから本市が実践しているような部活動として子どもたちが参加し得る地域の活動団体の情報を一覧化して、市民の方に発信をしていくというような方策など、幾つか具体的に挙げていただいておりますが、この基本方策について、そのような持続可能な活動の体制を構築していくために行政側ができることとして、例えば情報を収集して情報発信をしていくということもあるのですが、例えばプレーパークなどは、公園づくりといったことは、市民の力だけでは実現不可能だと思っておりますが、そういったところでのお考えと申しますか方針を、今度新しくできる八王子駅前の新たな施設の構想なども含めて、お考えをお伺いできればと思います。

安間教育長 誰が答えますか。

田島生涯学習政策課長 周知なども含めまして、行政と外部団体が協力して、少しでも子どもの居場所を増やしていく、体験活動を増やしていく、そういった活動を目指すというところで、まだとどまっている段階でございます。

安間教育長 この答申を受けてこれから考えると、そのような段階ということですね。

ほかにございましょうか。

伊東委員 2点ほどありまして、1つは生涯学習環境の整備に関連するのですが、子どもたちの学びの状況を見ますと、GIGAスクール構想によって1人1台の端末が入ってきて、子どもたちにとってはデジタルというものが日常化してきて、まさに教育は変わってきていて、子どもたちの学びの在り方もまさに今の大人世代が考

えているよりもかなりデジタルの学びが浸透しています。このような状況の中で、この子どもたちが大人になっていった時に、生涯学習の環境というのが今のままの環境で良いのかどうか、GIGAスクール構想以降で育ってきた子どもたちが満足いく生涯学習環境を、どのように整備していくのかということに関する長期的な展望のようなものがどうなっているのかが、この答申の中からあまり見えてこないのですが、それを今後、どのように施策展開していくのかということが1点。

それからもう1点は、この答申を受けて、その後、生涯学習政策課としてどのような施策展開、行動計画をプランニングされているのかどうかを、今、お答えできる範囲で結構なのですけれども、よろしくをお願いします。

田島生涯学習政策課長 ありがとうございました。

まず1つ目の御質問に関してですが、こちらにつきましても、答申をいただいた段階では、まだここのおっしゃるような部分につきましても、十分に議論されていないところがございます。

2つ目の質問ですが、計画等につきましては、今後どのように進めていくかというのをこういった場で御意見等をいただきながら進めていくところがございます。

安間教育長 ほかにございましょうか。

柴田委員 もう1点伺いたいのですが、いただいた答申の13ページなのですが、八王子市、大学が多数ございますけれども、学園都市の特性を生かした生涯学習の推進として、リカレント教育の充実ということや大学と産業界の連携ということがここで提案されております。この大学コンソーシアム八王子と連携したリカレント教育の推進というのが、従来から行われてきていたと思うのですが、これに加えて、リカレントだけではなくて、リスキリングの実践も従来八王子では行われてきていると思いますが、その現状をこれももう一步前進させるという意図の答申だと思うのですが、具体的に現状からどのように前進させるのかということがよく分からなかったのですけれども、もしお分かりでしたら教えてください。

田島生涯学習政策課長 審議会等で、あともしくは、それ以外の場所でも、市民の方が勉強したいのですけれども、なかなか昼間、日中等に大学での講座や色々なものに行く時間がないという御意見が多くありました。そういった中で、働きながらも受けられるような環境整備、例えばオンラインですとかアーカイブの閲覧ですと

か、そういったことをより多く考えていけたらと思っております。

柴田委員 ありがとうございます。

安間教育長 ほかにございましょうか。よろしゅうございますか。

具体的な生涯学習プランについては、次回かその次ぐらいの定例会で提案されると思いますので、それまでしっかりと検討をしてください。

私のほうから1点。今のような高い位置からの話ではなくて、これどうしてもこだわっているので、11ページにある学校の部活動ではなくて、地域の活動も生涯学習の一環であるという認識のもと、というのは大賛成で、ぜひそうしてもらいたい。その関係で、地域団体の活動状況を分かりやすく発信し、活動内容や会費等の情報を入手しやすい環境を整えると、そのように答申をいただいています。ぜひこれをやってもらいたい。これはスポーツ団体だけではなくて、様々な文化系団体もそうだし、学習支援課がやっている色々な講座もそうです。このような活動をやっていますよと、それを紹介できて、市民が見られる、子どもたちは1人1台の端末で見られる。そしてその中から「あ、面白そうだな、こんなものを体験してみたいな」というものがその場でできる。そのようなシステムをぜひ作ってもらいたい。

前から言っている話ですから動いてくれているとは思いますが、くれぐれも念を押しておきますが、都に交渉して、「駄目だった」と言ってから私に報告をしないでください。怪しいと思ったら前もって言ってください。何でしたら、この教育委員全員で東京都に乗り込んででも、どんなに意義があるものなのかということを書いて説得していきますから。その際は部長さん方もお付き合いください。数で圧倒して、プレッシャーをかける。「駄目だった」となってから絶対に言わないでください。これだけは念を押しておきます。

では、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 では、この生涯学習プランについては、次回か、その次辺りの教育定例会でしっかりと中身については議論をいたしましょう。

以上、報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長 それでは、これで公開の審議は終わりますけれども、委員の方々から何

か追加でございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　ないようでございます。

それでは、ここからは非公開となりますので、傍聴の方々、恐縮でございますけれども、御退席をお願いいたします。

【午前 10 時 32 分休憩】